



高松市告示第 3 3 7 号

高松市立中央駐車場ほか 7 施設における利用料金（「駐車場使用料及び駐車料金」及び「有料自転車等駐車場駐車料」）の徴収及び収納に関する業務に係る指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、高松市会計規則（昭和 3 9 年高松市規則第 3 4 号）第 4 4 条第 3 項の規定により告示します。

令和 8 年 6 月 2 日

高松市長 大 西 秀 人

1 委託先

高松市番町 1 丁目 1 1 番 2 2 号

高松市立駐車場等管理共同企業体

所長 福田 博之

2 取り扱う公金の種類

高松市立中央駐車場ほか 7 施設における利用料金（「駐車場使用料及び駐車料金」及び「有料自転車等駐車場駐車料」）

3 対象施設

高松市立中央駐車場

高松市立南部駐車場

高松市立美術館地下駐車場

高松市立杣場川駐車場

高松市立瓦町駅地下駐車場

高松市立瓦町地下自転車駐車場

高松市立栗林公園駅前自転車駐車場

高松市立端岡駅前自転車駐車場

4 指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

5 公金事務の委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで